

## 介護保険 住宅改修費

要介護認定または要支援認定を受けている方の自立や介護をしやすい生活環境を整えるため、小規模な住宅改修をすることができます。

施工前に申請し、審査を受け、施工後、改修完了を証明する資料を提出してください。

また、施工業者は自由に選ぶことができますので、複数の施工業者の見積りを比較するなど、ご自身に合った施工業者を選択してください。

**豊中市健康医療部 保険給付課 給付係**

**☎ 06 (6858) 2295**

**fax 06 (6858) 4325**

## 介護保険の対象となる住宅改修

### 手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの。

**付帯して必要となる住宅改修** 手すり取り付けのための下地補強

**対象外** 貸与(以外)対象の「手すり」に該当するもの

### 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するもの。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなど。

**付帯して必要となる住宅改修** 浴室床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事

**対象外** 貸与(以外)対象の「スロープ」又は福祉用具販売(購入費支給)対象の「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消  
昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事

### 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更

居室を畳敷から板製床材、ビニル系床材等へ変更する、浴室の床材を滑りにくいものへ変更、通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなど。

**付帯して必要となる住宅改修** 床材のための下地の補修や根太の補強  
通路面の材料の変更のための路盤の整備

### 引き戸などへの扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等。

**付帯して必要となる住宅改修** 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事

**対象外** 引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合の、動力部分の設置

### 洋式便器などへの便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定されます。

**付帯して必要となる住宅改修** 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化または簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更

**対象外** 福祉用具販売(購入費支給)対象の「腰掛便座」の設置  
非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分

※ 福祉用具の腰掛便座との併用は原則できません。

## 支給の上限額

要介護・要支援の認定区分にかかわらず20万円（消費税含む）までが限度で、利用者の負担割合に応じてその1割、2割または3割が自己負担です。

購入金額のうち原則支給限度額の9割分、8割分または7割分が給付されます。（小数点以下切り捨て）

20万円を超えた分については給付の対象となりません（超えた分は自己負担となります）。

Q 仮に10万円の住宅改修をした場合は？

A 自己負担1割ならば、9万円が住宅改修費として支給されます（2割ならば8万円、3割ならば7万円）

Q 20万円を分割して利用できる？

A はい。何回かに分けて購入しても上限まで支給されます

## 給付実績がリセットされる場合

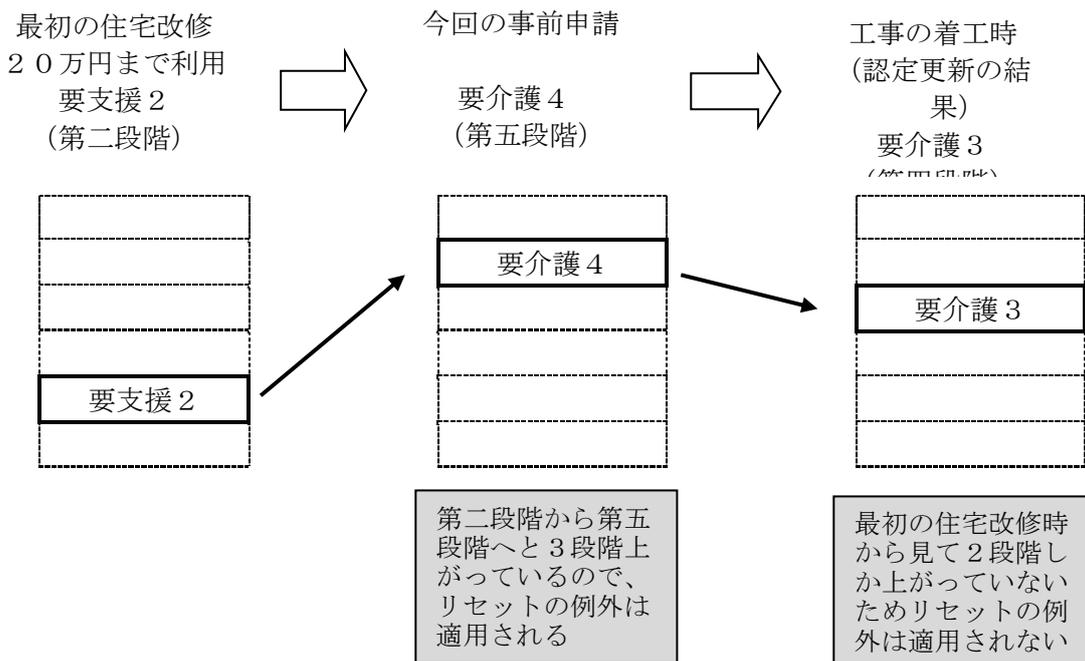
①初めて住宅改修の支給を受けた当該住宅の着工日時時点の要介護状態区分を基準として、要介護状態区分が3段階以上上がった場合は、1回に限り改めて支給限度額（20万円、支給されるのは18万円、16万円または14万円）までの支給を受けることができます。（要支援2＝要介護1として取り扱われます）

②転居した場合は、改めて支給限度額（20万円、支給されるのは18万円、16万円または14万円）までの住宅改修費の支給を受けることができます。

◎「介護の必要の程度」の段階と要介護状態の区分

「介護の必要の程度」の段階	要介護状態の区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要介護1 要支援2
第一段階	要支援1 経過的要介護 旧支援

\* 3段階リセットの例外が適用されない場合の例



※上記のような場合では、申請が受理され工事の承認後であっても介護保険から支給はできませんので、申請時点での有効認定期間内に工事を終了するように十分ご注意ください。

## 支給の要件

- ①要介護または要支援認定を受けていること。  
(被保険者資格のみの方、認定申請の結果非該当(自立判定)の方、総合事業の対象者は支給の対象となりません。)
- ②厚生労働大臣が定める住宅改修の種類であること。(介護保険の対象となる住宅改修 参照)
- ③要介護者(要支援者)が現に居住している住宅(=被保険者証記載の住所)について改修が行われる。
- ④要介護者(要支援者)の心身の状況、日常生活の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を勘案して、必要と認められる住宅改修であること。
- ⑤要介護者(要支援者)が在宅であること。

Q 入院・入所中でも申請できる？

A はい。ただし退院・退所の日が確定していて、在宅に戻るまでに住宅改修を必要とする理由がある場合に申請できます。申請には「入院・入所中の住宅改修承認申請」が必要です。工事完了届は退院・退所後に提出してください。

## 支給の方法

### ●償還払

被保険者は住宅改修に要した費用全額(10割分)を工事施工業者に対して支払い、介護給付費の9割分(または8割分、7割分)を市から被保険者の指定口座に振り込みます。

### ●受領委任払

被保険者は申請前に施工業者との間で介護給付費の受領を施工業者に委ねる手続き(受領委任の同意)を取り、住宅改修に要した費用の1割分(または2割分、3割分)のみ施工業者に支払い、9割分(または8割分、7割分)は市から施工業者の指定口座に振り込みます。

住宅改修する人が、いったん全額を業者に払ってあとで返してもらうのが償還払ではじめから、購入金額の1割、2割または3割しか払わなくてよいのが受領委任払なんだ



## 支給できない場合

住宅改修をする前に**事前の申請が必要**となります。事前の申請がなく、先に改修をした場合については、支給対象となりませんので、注意してください。また、申請内容と異なる改修をした場合も、支給対象となりません。賃貸住宅などにお住まいの場合は、事前に所有者の承諾(所定の様式あり。申請書に添付要)がなければ改修できません。

## 申請の方法

住宅改修についてケアマネージャー等(ケアプラン作成者)に相談



工事着手前に必ず相談してください。

被保険者(ご家族)、理由書の作成者、工事施工業者の三者が対象の家屋で立会いの上、住宅改修の内容、箇所、規模(長さ、面積等)を打ち合わせ



住宅改修費の支給申請



工事完了後に申請されても、介護保険からは支給されません。  
対象の家屋を確認(訪問調査)させていただく場合があります。

住宅改修の着工



市の承認を受けた後、工事に着手してください。(10開庁日ほどで「工事着手承認通知書」をお送りします)  
市の承認より前に工事に着手した場合や、申請内容と異なる工事をした場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

住宅改修の完了



工事代金の支払い



工事完了届の提出(事後届け出)



(住宅改修の使用状況等を確認(訪問調査)させていただく場合があります。)

## 申請に必要な書類

申請書、住宅改修が必要な理由書等及びその記載例、見積書、領収証の見本は、豊中市ホームページからダウンロードできます。記載例や見本を参考のうえ作成してください。→ [豊中市 住宅改修申請書](#) 検索



### 事前申請（工事前にご提出いただくもの）

事前申請では、介護保険の対象工事かどうかなどをチェックします。市は、その確認結果を被保険者に対して通知します。（対象外工事については、介護保険から支給されません）

#### ① 支給申請書

申請者は介護保険の被保険者本人（要介護者、要支援者）  
氏名（署名）は被保険者本人の自署原則。

#### ② 依頼書・同意書

受領委任払（振込先が業者の場合）を希望される場合のみ必要。（[支給の方法](#)参照）

#### ③ 住宅改修が必要な理由書

介護支援専門員などの有資格者が記載したもの。  
（理由書を作成できる資格）介護支援専門員、福祉住環境コーディネーター（2級以上、資格を証する書類の写を添付してください）、作業療法士、保健師、地域包括支援センターの社会福祉士、看護師。

※ 理由書を作成する方は、原則、居宅サービス計画書等を作成して、利用サービスを把握している介護支援専門員または地域包括支援センターの担当職員です。それ以外の方（上記の資格を有する方）が理由書を作成する場合は、担当ケアマネージャー等と十分連絡調整の上、協力して作成してください。（ケアプランの届け出がない場合は、この限りではありません）

#### ④ 工事の見積書

工事費の内訳がわかるもの。（見本参照）

#### ⑤ 平面図

改修箇所が記載されたもの。段差解消の場合は、工事前、工事後が比較できる「断面図」も必要。

#### ⑥ 改修前の工事箇所を撮影した写真

撮影の日付が確認でき、改修箇所をテープなどで明示したもの。段差解消の場合はメジャーをあてるなど段差の高さがわかるように撮影してください。

#### ⑦ 介護保険被保険者証（コピー可）

#### ⑧ 住宅所有者の承諾書

被保険者と住宅所有者が異なる場合、事前の承諾が必要です。

#### ⑨ 入院・入所中の住宅改修承認申請

入院・入所中の方が退院・退所までに工事を完了する場合。（[支給の要件](#)参照）



### 工事完了届（工事の完了後、工事代金の支払いが終わってからご提出いただくもの）

#### ① 完了届

工事の施工業者に記載を求めてください。

#### ② 領収証原本（原本提示コピー提出）

被保険者本人あて（フルネーム）（見本参照）

#### ③ 請求内訳書

工事費の内訳がわかるもの。

#### ④ 工事（前・中・後）の写真

日付が確認できるもの。工事箇所ごとに当市の指定の台紙に貼ってください。  
写真の大きさは125×88mm（「工事中的写真」が必要な場合は、壁の下地補強、段差解消のためのスロープや式台の固定、床材の変更のための下地や根太の補強、扉の取替えに伴う壁や柱の補修、浴室の床のかさ上げや便器の取替えに伴う給排水工事などです。）